

学生のみなさんへ

授業中に障害事故が発生し、病院で受診した場合

病院での支払い

指定医療機関で受診したとき、病院での支払いは直接大学で行いますので、医療費を支払う必要はありません。ただし、保険診療の自己負担3割のうち、3万円を超える分は自己負担となります。

また、指定医療機関以外で受診したときは、医療費を立て替えて支払う必要があります。後日、保険診療の自己負担3割のうち、3万円を限度として大学が補助を行います。

薬局での支払い

指定医療機関で診察時に発行された院外処方（病院で処方せんをもらい、病院外の薬局で薬を受け取る）により薬局で支払った保険診療の自己負担については、本人が立て替え払いで支払っていただく必要があります。支払いの際、明細書と領収証（レシートは不可）を必ずもってきてください。

大学の保健管理センターで手続きを行うと、後日、本人の銀行口座に立て替え支払い分が入金されます。ただし、指定医療機関での診察料が3万円を超える場合は、薬局で支払った自己負担分の返金はできません。

※大学の補助は、保険診療の自己負担3割のうち、指定医療機関での医療費と院外の薬局での薬代の合計額が3万円を限度とします。

申請の際に必要なもの

- ①印鑑
- ②口座の分かる通帳など（本人名義）
- ③支払い時の明細と領収証（押印のあるもの、レシートは不可）

振込のために必要です

申請は当月の月末締め、翌々月10日に申請された口座に入金されます。

※装具等、自己負担が10割のものは対象外です。

※内容により、授業中の障害事故として支払いが認められない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

大阪市立大学 保健管理センター

Tel 06-6605-2108

学生のみなさんへ

授業中のケガで院外処方薬を処方された場合

指定医療機関で受診した際に、病院で診察料を支払う必要はありませんが、薬については院外処方になっている場合がほとんどです。医療機関で処方箋をもらい、院外の薬局で薬を受け取るようになります。

薬代は一時、学生のみなさんが立て替えて支払うこととなりますが、保健管理センターで「振込先口座申請」をしたうえで「請求書」を提出すれば、後日、本人口座に立て替え支払い分が入金されます。

ただし、大学から補助する額は、指定医療機関での診察料と院外の薬局での薬代を合計して3万円までとなります。

